

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が 変わりました

問合せ…福祉子ども課子ども青少年係【☎35-1236(直通)】

申請を
お忘れなく!



支給月額（10月分～平成24年3月分）

区	分	金額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学校修了前(第1・2子)		10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)		15,000円
中学生		10,000円

10月1日現在に 支給要件のある方

これまで子ども手当の受給者であった方に、10月末に認定請求書を郵送しましたので、忘れずに申請してください。

これまで子ども手当を受給されていない方などには、通知が発送されませんので、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

なお、公務員の方は勤務

先で申請をしてください。
※平成24年3月30日(金)までに申請すれば、10月分から受給することができま

10月1日以降に 資格が発生した方

子どもが生まれたときや、他市町村からの転入の場合は、速やかに申請してください。

※申請した月の翌月分から手当が支給されます。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

申請に必要なもの

- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ・請求者の健康保険証のコピー（請求者が厚生年金加入の場合のみ）
 - ・請求者名義の金融機関預金通帳
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります。

子ども手当 Q&A

Q. 今まで子ども手当を受給している人も申請が必要ですか？

A. 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから支給の対象になるかどうかを確認する必要があります。すべての受給資格対象の方は新たに申請手続きが必要です。

Q. 子どもと別居している場合は子ども手当も引かないのですか？

A. 子どもが国内居住の場合、父母が別居中の場合は、単身赴任等を除き、お子さんと同居している者が優先されます。
(子どもが海外居住の場合) 原則として子ども手当を

Q. 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A. お子さんか児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

Q. 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くのですか？

A. 市町村の判断により、10月からは子ども手当から未納保育料を差し引くことが可能となります。また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができます。

「町長への手紙」で寄せられた声

「町長への手紙」は、住民の皆様から町政に関するご意見やご提言を直接町長にいただく制度です。平成23年4月から9月までに32件(平成22年度は50件)のご意見等が寄せられました。
問合せ…総務課庶務係【☎35-1237】

＜ご意見・ご提言の方法＞

役場・各公民館などの町有施設に「町長への手紙」の用紙・封筒を設置しています。また、町ホームページからも送信できますのでご利用ください。

図書館の貸出用ビデオについて (平成22年11月受付)

Q 町立図書館の貸出用ビデオをDVDへ変更してください。また、頻繁に通えない人のために返却期限を本と同じ2週間にしてください。

A 視聴覚資料については、現在、ビデオからDVDが主流になってきており、当館でも年内中にDVDを140点ほど利用できるように進めております。まだ少ない数ですが、来年度も予算の範囲内でDVDを少しずつ増やしていきたいと思っておりますのでご利用ください。
貸出期間については、視聴覚資料は1点あたりの視聴時間が1〜2時間であり、多くの人に利用していただくことを考慮して8日間とさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

(図書館)

児童館の運営について (平成22年12月受付)

Q 12月28日まで児童館が開いていてくれると助かります。また、夏休みの期間、児童館や学童でお弁当を注文してくれる地域もあるそうです。

A 放課後児童クラブの休日につきましては、「上里町放課後児童健全育成事業」に関する条例施行規則の第3条で定められております。

しかしながら、保護者の方の就労等により12月28日の保育実施を望みたいというご意見に対しましては、条例等の改正も必要ですので、今後の課題として、保護者会等のご意見もお聞きして検討してまいります。

児童館での長期学校休業中のお弁当の取りまとめに關しましては、毎日の希望人数の把握が難しく、子ども達の嗜好やアレルギー等の問題があり、お弁当の持参をお

願っております。

保護者会等で皆様のご意見をお聞きしながら、より良い児童館の運営を行っていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。(福祉こども課)

道路舗装と ペイントについて (平成23年2月受付)

Q 七本木地内の道路の舗装をお願いします。また、横断歩道や通学路表示が薄くなっているところがありますので、そちらのペイントもお願いします。

A 上里町には約420kmの町道があり、未舗装の道路も多く残っております。すでに舗装されている道路につきましても、経年劣化や大型車輛の交通増に起因する舗装の傷みが各地域で見られるようになってきております。

地元区長や住民の皆様から多くの修繕の依頼や舗装打ち換えのご要望をいただ

き、限られた予算の範囲内で、その状況により順次に対応しております。

ご指摘いただきました場所についても、現時点で出来る限りの修繕をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

道路管理者の行う道路標示(ペイント)については、同様に表示が薄くなっている箇所の中から特に危険な場所を優先させていただきます。当該地域につきましては、早急に全面的な対応は難しいですが、交通量も多いため、道路舗装面の状況を勘案し、可能な箇所につきましては随時対応させていただきます。

なお、横断歩道、停止線など規制標示・標識については、埼玉県公安委員会(本庄警察署)の所管となっているため、町から本庄警察署へ修繕の要望をさせていただきます。

(まち整備備課・町民環境課)



税務通信



「ストップ！滞納」
11月・12月・1月は
滞納整理強化月間です

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに、自主的に納めていただくものです。現在、多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら様々な理由により滞納している方がいます。税負担の公平性及び税収入を確保するため、「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を言葉に徴収対策を進めています。

町では、差押えの強化、未納者の財産調査、納税相

談、多重債務相談への案内、役場管理職による休日訪問法に基づくやむを得ない理由（罹災・盗難・病气・生活保護など）により納付できない場合の減免など、滞納の解消に向けた取り組みを行っていきます。

納税に時間が取れない方のために！

納付書裏面記載の国内の主な提携コンビニで24時間365日いつでも納められます。納期内であれば、お手元の納付書で納付できます。コンビニでの使用期限が切れてしまった場合でも、支払期限を延長した納付書の再発行が可能です。電話などでご請求ください。

ただし、納付書1枚の金額が30万円を超えている場合や、バーコードが読み取れない場合には、コンビニで納付できませんので、その場合には役場や金融機関で納税してください。

問合せ：税務課 収税係

【 ☎ 35-1221 内線 1121 】

取り壊したはずの建物に固定資産税は課税されていませんか？

建物を取り壊した方は、登記の有無にかかわらず、税務課資産税係あてに『建物滅失申告』を行ってください。

申告方法

申告書（税務課窓口設置）に必要事項を記入して税務課資産税係へ提出してください。固定資産税課税明細書（納税通知書に添付）等で建物が特定できる場合は、電話でも受付できます。

※申告のあった建物については、税務課職員が現地へ確認に伺います。

申告期限

12月9日(金)まで
※平成23年中に取り壊した証明ができない場合、平成24年度の固定資産税がかかってしまいます。期限までに申告をお願いします。

問合せ：税務課資産税係

【 ☎ 35-1220 内線 1113 】

「浄化槽をお使いの方へ」

『浄化槽』は定期的な検査が必要です

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する「生きている排水処理施設」です。浄化槽には保守点検・清掃・法定検査が義務づけられます。浄化槽の機能を十分発揮するために正しい管理をしましょう。

※町では、下水道区域の方には下水道への切替を推進しています。

◆保守点検

浄化槽の点検、調整、修理等の作業で、県知事の登録を受けた業者による年3〜4回の点検作業です。保守点検の回数は、浄化槽の処理方式や規模によって異なります。保守点検業者の一覧は、町民環境課窓口で閲覧できます。

◆清掃

浄化槽汚泥の引き抜きや機器の洗浄を行う作業で、町の許可を受けた業者により、年1回以上行うことが必要です。

◆法定検査

浄化槽の機能診断を行う検査で、県の指定検査機関により、年1回検査することが必要となります。

[浄化槽の清掃許可業者]

業者名	所在地	電話番号
(有)上里総業	上里町大字嘉美100-1	33-6776

[検査機関（設置後の水質に関する検査・定期検査）]

業者名	所在地	電話番号
(財)埼玉県浄化槽協会	熊谷市新堀169-5	048-533-4700

問合せ：町民環境課生活環境係 【 ☎ 35-1221 】

納税相談窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆11月の開庁日

○休日(午前8時30分～正午)

11月13日(日)

○夜間(午後8時まで)

11月25日(金)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

○税は**納期限内**に納めましょう！

○税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を！

保留地公売情報

神保原駅南土地地区画整理事業地区内の保留地を随意契約(先着順)にて販売しています。現地案内もしますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ…まち整備課都市計画係

【☎35-1227内線2121】

本庄税務署からのお知らせ

■平成23年分青色申告決算説明会

対象者	開催日時	会場	対象地区
農業所得関係	11月30日(水) 午前10時～正午	本庄市役所 2階・職員厚生室	本庄市
	12月1日(木) 午前10時～正午	美里町役場 2階・会議室	美里町
	12月2日(金) 午後2時～4時	上里町役場 4階・大会議室	上里町 神川町
営業・不動産所得関係	11月30日(水) 午後1時30分～3時30分	本庄商工会議所 2階・第1会議室	本庄市・美里町 上里町・神川町
	12月1日(木) 午後1時30分～3時30分	児玉商工会館 2階・会議室	旧児玉町

※対象地区以外の会場にもご出席いただけます。

※児玉商工会館会場は、駐車場が狭いため車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ…本庄税務署個人課税部門【☎22-2114】

■平成23年分給与所得の年末調整説明会

開催日	開催時間	会場	対象地区
11月21日(月)	午前10時～正午	本庄市中央公民館 実習教室 A・B (本庄市北堀1422)	上里町 本庄市
	午後2～4時		

問合せ…本庄税務署法人課税部門【☎22-2112】

男女共同参画推進センターからのお知らせ

子育て支援応援講座

ビーズで作る
クリスマスリースの
キーホルダー



日時…11月26日(土)、午後1時30分～3時

会場…男女共同参画推進センター

講師…高林美江子氏

費用…1人あたり300円(親子で600円)

定員…親子10組

※子どものみ参加の場合は小学3年生以上

申込…11月7日(月)～(定員になり次第締切)

男性の家庭参画セミナー(第1回)

地元新鮮野菜を使った
おいしいすいとんや家庭料理

日時…12月1日(木)、

午前9時30分～午後0時30分

会場…保健センター

講師…J A埼玉ひびきの

上里地区女性部

費用…500円

準備…エプロン・三角巾

定員…30名

申込…11月7日(月)～

(定員になり次第締切)



申込先・問合せ…男女共同参画推進センター【☎35-1357・FAX34-2523】